

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

目次

第1章 総務（第1条）

第2章 厚生福祉（第2条）

附則

第1章 総務

（春日部市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第1条 春日部市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年条例第54号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
附 則 （防疫作業手当の特例） 2 職員が、新型コロナウイルス感染症（ <u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症</u> をいう。次項において同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、防疫作業手当を支給する。この場合において、第3条及び第11条第2項の規定は、適用しない。	附 則 （防疫作業手当の特例） 2 職員が、新型コロナウイルス感染症（ <u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するもの</u> をいう。次項において同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、防疫作業手当を支給する。この場合において、第3条及び第11条第2項の規定は、適用しない。

第2章 厚生福祉

（春日部市国民健康保険条例の一部改正）

第2条 春日部市国民健康保険条例（平成17年条例第117号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>5 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）</u>に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p>	<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>5 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）</u>に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。